

平成 31 年 3 月  
浜田市議会定例会議案  
(議会追加提出分)

平成 31 年 3 月 12 日



発議第 1 号

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

平成 31 年 3 月 12 日 提出

議会運営委員会

委員長 澁谷 幹 雄

## 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(交付の時期)

第 4 条 政務活動費は、各年度が終了した後（年度の中で議員の任期が満了したときは当該任期満了後、年度の中で議員でなくなったときは議員でなくなった後）において交付する。ただし、議員が当該年度が終了する前にその交付を求めるときは、規則で定める政務活動の期間を対象として、当該期間が終了した後において交付することができる。

第 6 条第 1 項中「受けた」を「受ける」に改め、「の写し」を削り、「翌年度の 4 月 20 日」を「、規則で定める日」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 7 条中「提出期限」を「前条の規則で定める日」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項中「、又は当該議員が提出期限までに収支報告書を提出しないとき」を削り、同項を同条とする。

第 9 条中「提出期限」を「第 6 条の規則で定める日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の政務活動費について適用し、平成 30 年度分までの政務活動費については、なお従前の例による。